国税庁職員選考採用（自動車運転手）

国税庁では、以下の要領にて選考による自動車運転手の募集を行います。

１　職種及び職務内容

（１）国家公務員　財務技官（自動車運転手）

（２）幹部職員の送迎、一般職員の送迎、荷物の運搬、自動車の管理点検・清掃及びPCによる簡単な入力業務などの任に当たります。

２　応募資格

（１）高等学校卒業以上の学歴を有する者

（２）普通自動車免許取得者であり、次のいずれかの要件を満たす者が望ましい。

イ　官公庁等における自動車の運転業務経験のある者

ロ　一般乗用旅客自動車等の運転業務の経験のある者又はそれに準ずる運転業務の経験があると認められる者

（３）Word、Excel等を用いた資料作成等の事務処理能力を有する者

（４）協調性があり、チームワーク良く業務を遂行できる者

（５）次のいずれかに該当する者は、応募できません。

イ　日本の国籍を有しない者

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

ハ　一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

ニ　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ホ　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

ヘ　採用予定時期までに国家公務員法第81条の６に定める定年に達する者（令和９年度における定年年齢は63歳）

３　採用予定人数

１名

４　採用予定日

令和９年４月１日

５　勤務地

国税庁（東京都千代田区霞が関３－１－１）

６　給与

（１）採用時の俸給（基本給）は、学歴、経歴等を勘案して「一般職の職員の給与に関する法律」等に基づき決定されます。また、基本給に当たる俸給については、行政職俸給表（二）が適用されます。

（２）各種手当について、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、「一般職の職員の給与に関する法律」等に基づき支給されます。

（例）扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当

７　勤務条件

（１）勤務時間は原則１日７時間 45 分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

（２）休暇には、年次休暇（年 20 日（４月１日採用の場合、採用の年は 15 日）。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）及び介護休暇があります。

８　選考方法

（１）第一次選考：経歴評定

応募時に提出いただいた履歴書及び職務経歴書により行います。

第一次選考合格発表：令和９年１月６日（水）

（２）第二次選考：作文試験、技能審査、個別面接

日時：令和９年１月下旬実施予定（試験日は第一次選考合格者に個別にお知らせします。）

場所：国税庁（東京都千代田区霞が関３―１－１）

９　応募方法

（１）受付期間：令和８年 11 月 11 日（水）から令和８年 12 月 18 日（金）まで

（必要書類を郵送で提出する場合は、令和８年 12 月 18 日までに必着）

（２）提出書類

①履歴書１通（写真貼付）、②職務経歴書１通、③自動車運転免許証の写し、④運転記録証明書（過去５年）

（注１）必要書類のうち、応募締切までに入手が間に合わない書類がある場合には、その旨応募時に明記してください。

（注２）マイナ免許証のみを保有している場合は、「マイナ免許証読み取りアプリ」よりダウンロードした免許証画像（氏名を表示したもの）を紙出力の上、提出してください。

（注３）運転記録証明書については、自動車安全運転センターが発行したものとしますが、時間的制約により期限内の提出が困難な場合には、職務経歴書の最後に「過去５年間における事故・違反歴」という項目を設けた上で、適宜その内容・状況を記載してください。

（３）提出先（照会先）

〒１００－８９７８　東京都千代田区霞が関３－１－１

国税庁長官官房会計課総務係（担当：田中、柴野）

電話番号：０３－３５８１－４１６１（内線 3642）

（注１）郵送の際、封筒の表に「自動車運転手応募」と朱書きし、必ず書留もしくは追跡可能な方法を利用ください。

（注２）応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください（当方で責任をもって破棄します）。

10　その他

（１）履歴書については、市販の様式で結構ですが、業務上有用と思われる資格や経験を記載してください。

（２）応募により取得した個人情報は、自動車運転手採用手続の目的以外に利用することはありません。

（３）採用内定者は、内定後速やかに、過去に在職した会社等の在職証明書等の必要書類を提出いただくとともに、健康診断を受診いただく場合があります。